



Title	『ジェンダーの法史学－近代ドイツの家族とセクシュアリティ』
Author(s)	三成, 美保
Citation	大阪大学, 2005, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/46561
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	三成 美保
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第 19782 号
学位授与年月日	平成 17 年 9 月 22 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文名	ジェンダーの法史学—近代ドイツの家族とセクシュアリティ
論文審査委員	(主査) 教授 中尾 敏充 (副査) 教授 林 智良 教授 松川 正毅

論文内容の要旨

本書は、「ジェンダー法学」と歴史学・社会学の学際的な架橋を試みたうえで、「ジェンダー法史学」を構築する試みである。「ジェンダー」が日本でも研究視角としての意義を認められてすでに久しいが、法学領域では「ジェンダー・アプローチ」の積極的利用は容易に進まなかった。法史学では、いっそうそれがきわだっている。しかし、2003 年 12 月にジェンダー法学会が発足するなど、「ジェンダー法学」はようやく本格的に学際的な歩みをはじめた。各専門領域の学会でも、相次いでジェンダーシンポジウムがもたれている。本書は 3 部構成をとる。各部・各章の概要是以下のとおりである。

(1) 第 1 部「ジェンダー秩序と法秩序」は、日本における「ジェンダー研究」の展開をふりかえり、「ジェンダー法学」成立の背景をたどり(第 1 章)、「ジェンダー法史学」構築のうえで有効な枠組みとして、「ジェンダー秩序」の類型化を試みる(第 2 章)。

第 1 章：日本におけるフェミニズムは欧米諸国より 10 年ほど遅くはじまり、学問重視という特異な展開をたどる。法学では、1980 年代の「法女性学」を皮切りに、「フェミニズム」期の成熟を待たずに、1990 年代後半からいっきょに「ジェンダー法学」へとつきすんだ。1995 年の国際社会における「ジェンダー主流化」方針の提言、「男女共同参画社会基本法」の制定公布(1999 年)は、「ジェンダー法学」の発展に大きく寄与している。

第 2 章：前近代の「キリスト教=身分制社会型ジェンダー秩序」のもとでは、宗教と法の一体性、身分ごとの法=社会規範の相違がジェンダー秩序にも如実に反映されていた。性差は身分差に隠蔽されて、差別要因としては自立していない。公私も未分離である。これに対して、近代的な「公私二元的=市民社会型ジェンダー秩序」のもとでは、平等原則のもと、性にもとづく差別は「自然的・合理的差別」とみなされた。男性は優越的な「公」的領域(国家・市場・公共圏)の主体とされ、女性は「私」的領域(親密圏、とくに家族)の主体とされて、公私による性別分業が徹底する。公私の両領域で規範も分離した。「公」的領域では法律に代表される「公的・制度的規範」が妥当し、「私」的領域では親密な小集団独自の約束事などの「私的規範」が妥当したのである(「法は家庭に入らず」)。

(2) 第 2 部「近代的ジェンダー・バイアスの生成」では、公私二元的なヨーロッパ近代法秩序の問題性を整理し(第 3 章)、3 側面のジェンダー・バイアスを検討する。「法と道徳の分離」については姦淫罪(第 4 章)、「人道主義」については嬰兒殺(第 5 章)、「公共圏(市民的公共性)」の成立については読書協会(第 6 章)を論じる。

第 3 章：公私二元的な社会構成原理と性別分業の結びつき(「公私二元的=市民社会型ジェンダー秩序」)は、西洋近代に特徴的な現象である。それは、「市民社会」(「公」的領域)における「ひと(=男性)」と「(女性)市

民」の「自由・平等」を保障するために、自由競争等には「桎梏」となるケア労働を女性にゆだねるための秩序にはからなかつた。西洋近代法は本質的にこうしたジェンダー・バイアスを内在させていたのである。

第4章：近代化とともに、「セクシュアリティ」の管理権はキリスト教会から国家に移行する。近世特有の犯罪である「姦淫罪」（婚前交渉の罪）は、男女ほぼ平等に適用されていたが、「法と道徳の分離」のもと廃止される。それは、男性に対して婚姻を脅かさない範囲での性的自由を認める一方、女性の性的自由を「反自然的な不道徳」として排除し、女性の性的逸脱行動を男性よりも重く処罰する「性の二重基準」の成立を意味していた。

第5章：啓蒙期刑事法改革論の重要なトピックが嬰児殺であった。「人道主義」というスローガンとそれにもとづく刑罰の緩和は、從来、近代の夜明けを招來したものとして高く評価されてきた。しかしながら、嬰児殺をめぐる言説や法制の変化には、女性を弱者として定式化し、淑女と淫婦に二分する「女性二分論」が前提とされるなど、「人道主義」のジェンダー・バイアスが如実に反映されている。

第6章：「市民的公共圏」の成立は、ドイツでは読書協会の成立と符合する。理性を駆使して新しい社会のあり方を論じる「公衆」たちは、王侯の身体儀礼に体現された伝統的公共性に別れをつけ、自ら「公共圏」（読書協会）に結集する。しかし、「市民的公共性」には階級と性にもとづく差別が伴っていた。識字層に属さない大衆男性は情報から排除され、女性はたとえ識字層に属しても世論形成から排除されたのである。

(3) 第3部「法秩序のなかの家族と生殖」では、「近代家族法システム」の形成と20世紀におけるその変容を考察する。まず、「近代家族」概念を整理し（第7章）、規範的家族像の「逸脱者」とされた「未婚の母」と「婚外子」に関する法制の歴史的変遷をたどる（第8章・第9章）。最後に、近代を継承しながら近代的諸価値を否定したナチス期の身体への介入を論じる（第10章）。

第7章：国家や市場は、「公的・制度的規範」たる家族法システムを体系化し、「制度」としての家族を保護したが、「家族」内部の権力関係は家父長の支配にゆだねた（「近代的家父長制」）。フランス民法典やドイツ民法典に見られる家父長制的規定は近代的リベラリズムに矛盾したものではなく、むしろその本質にほかならない。

第8章：近代社会では、法律婚と嫡出原理に立脚する「近代家族」が「親密圏」のコアとして国家的保護をうける。伝統的キリスト教社会においても婚外子は差別されたが、それは「父母の不品行」を将来繰り返すおそれがあるとみなされたからである。父の扶養義務も強調された。しかし、近代法のもとでは、婚外子の法的権利は「母の性的不品行」によって左右されることになる。「法的家族」の保護と逸脱者（未婚の母・婚外子）への法的差別はつねにセットになっていたが、そこには強いジェンダー・バイアスが伴っていた。

第9章：ワイマール共和国では、憲法に保障された家族保護・母性保護・婚外子保護の整合性をいかにはかるかが重要な争点とされる。複数の案がだされる過程で「国家的公共性」が次第に強まり、ナチスに継承されていく。

第10章：全体主義国家ナチスは、人間のもっともプライベートな領域に属する「生殖」に積極的に介入しようとした。しかし、優生思想は当時のアメリカや北欧をはじめとして、西洋社会の流行先端思想であり、ナチスは遅れてきた優生国家といえる。戦後、ナチス的な国家管理色の強い優生法制はタブー視されるようになったが、商業化した優生思想への法的対応が慎重な検討を要する課題として浮上している。

論文審査の結果の要旨

本博士論文は、著者自身が「ジェンダー法学」と歴史学・社会学の学際的な架橋を試みたうえで、「ジェンダー法史学」を構築する試みであると述べているように、意欲的・野心的なものである。

本論文の内容は、以下のとおりである。

第1部「ジェンダー秩序と法秩序」では、日本における「ジェンダー研究」の展開が整理されて、「ジェンダー法学」成立の背景が明らかにされ、そのうえで、「ジェンダー法史学」構築のうえで有効な枠組みとして、「ジェンダー秩序」の類型化が試みられている。

第2部「ジェンダー・バイアスの生成」では、公私二元的なヨーロッパ近代法秩序の問題性が整理され、「法と道徳」、「人道主義」、「公共圏（市民社会）」の3側面のジェンダー・バイアスがそれぞれ姦淫罪・嬰児殺・読書協

会を手がかりに実証的・比較法的に検討されている。

第3部「法秩序のなかの家族と生殖」では、「近代家族システム」の形成と20世紀におけるその変容が考察され、「近代家族」概念の整理、規範的家族像の「逸脱者」とされた「未婚の母」と「婚外子」に関する法制の歴史的変遷、近代を継承しながら近代的諸価値を否定したナチス期の身体への介入が理論的・実証的に論じられている。

本論文の特色は、ジェンダー研究に関する膨大な文献を理論的に検討・整理されており、それをふまえて、「ジェンダー法史学」が有する積極的な学問的意義を明確にしているところにある。

ジェンダー研究の視角から、従来必ずしも十分に意識されていなかった史料そのものに内在するジェンダー・バイアスを明確に摘出し、また、同様の視角から、従来の研究では顧みられなかった史料を積極的に利用して、西洋の近代化によってジェンダー・バイアスがより強化されていることを明らかにしている。

このことはまた、「ジェンダー秩序」研究が、既存の研究を発展・補完することに役立つとともに、新たな研究テーマの発見につながり、さらに、既存の研究の発想や枠組み自体を再考させ、研究の新たな地平を提示しうる可能性が十分にあることを示しており、本論文自身がその具体的な事例となっている。

本論文はまた、近代ドイツの家族研究の歴史的考察における実証性とその論理的説得性が十分に示されており、必要に応じて日本・フランス・イギリスなどの比較法的な指摘もなされるなど、質の高さを十分に物語っている。本論文の質の高さは、著者自身が、法史学研究に最も必要とされる新史料およびその史料操作にみられる実証性、ドイツを中心にして日本・フランス・イギリスなどとの比較にも配慮した比較性、実定法との架橋をも意識した現実性、従来の諸研究を理論的に整理した理論性、全体の構成にみられる体系性などを十分に理解したうえで、全体としてそれらを展開しているところにある。

本論文は、審査員全員が「ジェンダー法史学」という新しい学問分野を開拓した野心的・意欲的な研究であり、今後のジェンダー研究のモデルとなり、方法論上の綱領的性格をも持ちうる独創的な研究成果であり、十分に博士の学位を授与するに値するものと評価したものである。